

山東青州森林保護

第千九百八十六号 平成十四年一月二十日（水曜日）

平成十四年一月二十日

青森県知事
木村守男

青森県規則第四号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県教育委員会教育長の給与 勤務時間等に関する条例の一項を改正する条例
(平成十二年三月青森県条例第百八号) の施行期日は、平成十四年四月一日とする。

○青森県教育委員会委員定数条例の施行期日を定める規則	(人事課)	…	○青森県徴税吏員証の無効	(税務課)	…
○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(文化振興課)	…	○県営土地改良事業計画変更の決定	(同)	…
○右	(同)	…	同	(同)	…
同	(同)	…	(同)	(同)	…

出先機關

○土地改良事業計画変更協議の適当の決定

右 同 (同) ... (三)

(東地農林事務所) 三

青森県規則第五号

青森県知事 木村守男

青森県教育委員会委員定数条例の施行期日を定める規則

青森県教育委員会委員定数条例（平成十二年二月青森県条例第八十九号）の施行期

規則

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の

公 告

青森県徵稅吏員証の無効

次の青森県徵税吏員証は、紛失したから無効とする。

平成十四年二月二十一日

青森県知事
木村守男

名 称	発行番号	年月日行	紛失場所
青森県徵税吏員証 (滯納質問及検査等の問題に關する) 青森県徵稅吏員證 (賦課徵收に關する質問及び検査等の問題に關する)	第一八二四号	月三平成 一年四十日	年月日行
鈴木重一 主査 総務課所長 青森県稅事	第一八二四号	月三平成 一年四十日	年の紛失した職者 及び所屬した氏名
れ間日同一年平 かのま月日一成 のいで十か月十四 日ずの八から十四	年紛 月 日失		
鶴北 田津 町輕 郡			

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月三十日

青森県知事
木村守男

備) 計画を変更したので、同条第六項に

一 申請のあつた年月日
平成十四年二月七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所

青森縣知事
木村守男

時苗正子

四
主たる事務所の所在地
青森市橋本三丁目二一の

五 定款に記載された目的

この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、三沢南部地区の県営土地改良事業（農村総合整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

青森県知事
木村守男

- 一　縦覧に供する書類
二　土地改良事業計画書の写し
三　縦覧の期間
平成十四年一月二十一日か
縦覧の場所

平成十四年二月二十一日から同年三月二十日まで

三沢市役所

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、中野尻地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

青森縣知事
木村守男

一 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し 二 從覧の期間

平成十四年二月十一日から同年三月三十日まで

三
鶴田町役場

出先機関

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町に係る二股地区的土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月二十日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

一 縦覧に供する書類

二 土地改良事業計画書の写し

平成十四年一月二十一日から同年三月二十日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

土地改良事業計画変更協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、今別町に係る大開地区的土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十日

東地方農林水産事務所長 山口忠久

一 縦覧に供する書類
二 土地改良事業計画書の写し

平成十四年一月二十一日から同年三月二十日まで

三 縦覧の場所
今別町役場